

配偶者控除の控除額

配偶者の合計所得金額 48万円以下	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の配偶者 (特別障害者で、同居を常況と している配偶者を含む)	33万円	22万円	11万円
老人控除対象の配偶者 (その年12月31日現在の年齢が 70歳以上の配偶者)	38万円	26万円	13万円

※合計所得金額が1,000万円を超える納税者は、配偶者控除の適用を受けることはできません。